# カンボジア国 国道1号線(プノンペン - ネアックルン区間) 改修計画 予備調査 (第二次環境社会配慮支援調査) 報告書

# 平成 17 年 6 月 (2005 年)

## **独立行政法人国際協力機構** 一個资金協力初

無償資金協力部



No.

# カンボジア国 国道1号線(プノンペン-ネアックルン区間) 改修計画 予備調査 (第二次環境社会配慮支援調査) 報告書

# 平成 17 年 6 月 (2005 年)

# 独立行政法人国際協力機構

無償資金協力部

## 用語一覧

	略称	本報告書における定義
足切日		シンプル・サーベイが終了した日を足切日とする。国道 1 号
Cut Off Date		線では 2004 年1月 11 日をもって誰が補償を受ける権利を有す
		るかが決定される。この足切日以降に ROW 内に入るものは影響
		住民とはみなされず補償なしに排除される。
		ただし、シンプル・サーベイおよび DMS 時に不在であっても
		この足切日以前から ROW 内の土地を利用して来たことが証明
		される人は、影響住民と認定される。
影響住民	AP	影響住民とは、プロジェクト、そのプロジェクトのいかなる
Affected Person		構成要素、サブプロジェクトあるいはそれらの一部の実施によ
		って、権利・資格・権益を有するところの建物、土地(居住地、
		農地、牧草地を含めて )、他のあらゆる固定的資産あるいは動的
		資産が、永続的あるいは一時的に、全面的あるいは部分的に影
		響を受ける法律上の個人、世帯、会社組織あるいは私人、公人
		のことである。
外部モニタリング External	EM	外部モニタリングは不偏独立の組織により住民移転活動が要
Monitoring		求とおり適切に行われたかどうかモニターするために行われ
		る。外部モニターは日本側が傭上する。
境界杭打ち Demarcation		公共道路敷(ROW)境界あるいは暫定道路幅(PRW)境界を
	00	示す杭を地面に設置すること。
苦情処理委員会 Grievance	GC	苦情処理委員会の役割は、工事影響世帯主が発した苦情を仲裁
Committee		するところにある。委員会メンバーは、地方当局・中央政府から
		の委員、村の長老であり、全員がプロジェクトに対して不偏中立
		の立場である必要がある。
契約交涉		影響資産の測量後、ワーキング・グループから工事影響世帯
Contract Negotiation		主に補償額案が提示され両者の間で補償契約交渉が行われる。
Negotiation		このとき、工事影響世帯主はあらゆる不満についてワーキン
		グ・グループに相談することができる。
公共道路敷 Right of Way	ROW	ROWとは道路、鉄道、河川の中心線から一定幅内の敷地であ
Right of Way		り、将来の開発に当たって必要な公共用地であると考えられて
		いる。ROW内土地の占有者は1999年の首相宣言によれば法律
工事影響世帯の	PAPs	によって権利を保護されない不法占拠者となる。
上争影音 回帝の   世帯主	PAPS	本プロジェクトにおいて、"Project Affected Persons"とは工
Project Affected		事影響を受ける世帯の世帯主を指すものとする。通常は、PAP
Persons		とは単にプロジェクトに伴う活動によって永続的あるいは一時
工事影響範囲	COI	<u>的に負の影響を受ける個人</u> を指す。 COI は主としてアジア開発銀行 (ADB) プロジェクトで用いら
上事影言範囲 Corridor of Impact		れる言葉であり道路工事のために必要なあるいは将来の建設、維
r		持管理のために確保すべき道路敷幅を意味する。本プロジェクト
		ではこれを踏まえて次項の暫定道路幅を設定した。
暫定道路幅	PRW	暫定道路幅とは、本プロジェクトにおいて必要とされる道路
Provisional Road		幅であり、全ての資産はプロジェクト実施のために暫定道路幅
Width		内から移設される必要がある。本プロジェクトにおける暫定道
		路幅は、以下のとおり設定された。
	1	

	略称			本報告書にお	ける定義			
		始点から 道路中心からの距離(m)						
		の距離 from	(KM) to	メコン	コルマター	備考		
		110111	ιο	ブリン河側	リコルマリー ジュ側	Im 'S		
				7 3 1/3	- 1/3			
		0.3	1.9	13	13	最混雑部		
		1.9	13.5	15-30	15-25			
		13.5	14.0	現道幅	現道幅	コキ市場		
		14.0	55	5-20	15-30			
社会的弱者世帯		社会的弱	谒者世帯	とは、寡婦、年	F寄り、障害の	ある、貧乏(月		
Vulnerable Households		収\$10以7	〒)が世帯	帯であり、そのt	世帯主の収入が	世帯内で唯一あ		
				であるような世				
住民移転活動 Resettlement						あらゆる活動を		
Activity						サーベイ、DMS、 の社会復帰と苦│		
_				備債金叉払いる タリングである		の社会後帰て日		
住民移転計画書	RAP					トの概要、(2)		
Resettlement		工事影響世	世帯主に	対する補償方針	、(3)プロジ	ェクトと住民移		
Action Plan			転活動のスケジュール及び(4)補償費予算を記述している計 画書で状況に応じて適宜改定される。 RAP の目的は影響住民に生ずる損失が是正され、プロジェク					
		トの便益を享受し社会的経済的能力を高める支援を受けること を確認するものである。RAP は DMS 後および設計、工事実施						
		時および社会復帰段階でも改定される必要がある。						
住民移転地		住民移転地は、プロジェクトによって土地が影響を受けるが						
Relocation Site		移転すべき	き代替地	を所有していな	い人々のためは	こ設けられる。		
詳細資産調査	DMS	工事影響	響世帯主	の所有する影響	響資産の調査で	あり、補償額が		
Detailed Measurement		見積もられ	いる。					
Survey								
省庁間住民移転	IRC	住民移輔	気活動の	実施主体であり	経済財務省、2	〉共事業運輸省、		
委員会   Inter-ministerial		土地管理者	8市計画	建設省等の委員	から構成される	<b>5</b> .		
Resettlement								
Committee								
シンプル・サーベイ Simple Survey						プロジェクトに		
Simple Survey			•		, , ,	プロジェクトに		
						かどうか明らか  国間の協議によ		
						国间の励識によ クトは次のステ		
		ップへ進す			フ 1 VI& ノ Ц ノ エ			
		ッノハ進し		口忌した。				

	略称	本報告書における定義
ステークホルダー・ ミーティング Stakeholder Meeting		ステークホルダーとは直接あるいは間接的にでもプロジェクト に関与している全ての人 / 組織を指す。よってステークホルダ ー・ミーティングとは影響住民、NGO、プロジェクト実施機関を 含むプロジェクトに係るあらゆる人 / 組織が参加する会議であ る。パブリック・インフォーメーション・ミーティングもステー クホルダー・ミーティングの一形態である。 パブリック・インフォーメーション・ミーティング Public Information Meeting
		ステークホルダー・ミーティング パブリック・コンサルテーション Stakeholder Meetings Public Consultation
		ステークホルダー間のあらゆる会議 Any other meetings held between stakeholder
セットバック Set Back		対象となる影響住民が、PRW から出るために家屋 / 資産を現 位置より多くの場合何 m か後退させた位置に移転させることを 指す。
土地無し住民 Landless		PRW内の現在のより他に生活を営む場を持っていない、あるいは他所にその土地を買う金のない工事影響世帯主を称する。
パブリック・インフ ォーメーション・ミ ーティング Public Information Meeting	PIM	パブリック・インフォメーション・ミーティングは(1)- 般大衆とりわけ工事影響世帯主にプロジェクトの概要、(2) DMS、(3)住民移転地について周知するために実施される。 PIM は後述するステークホルダー・ミーティングのひとつとし て分類される。
パプリック・コンサ ルテーション Public Consultation	PC	パブリック・コンサルテーションは工事影響世帯主が IRC / ワーキング・グループあるいはコミューン当局者と補償あるい は移転を含む、プロジェクトに関連したあらゆる問題点につい て話し合いを行い解決することを目的として開催される。
補償 Compensations		対象となる工事影響世帯主に対する、喪失土地資産への代償 としての金銭、助言、奉仕、訓練他によるあらゆる形態の支援 を指し、現金による補償が一般的である。
ワーキング・ グループ Working Group		ワーキング・グループは省庁間住民移転委員会あるいは住民 移転ユニットの指揮下で、MPWT、MEF、地方 PWT 等のスタ ッフから構成される実務部隊であり、現場においてシンプル・サ ーベイと DMS を実施する。

注:報告書本文の 23/23 ページ参考文献の後(付属資料の前)に参考までに上記用語集の英文版を掲載した。

# サイト位置図 用語一覧

# 目次

	頁
はじめに	- 1
第1章 これまでの経緯と今後の予定	- 3
1.1 予備調査 の概要	
1.2 予備調査 及び で支援した内容と 2005 年 5 月までの進捗状況	- 3
1.3 予備調査 (第二次環境社会配慮支援)の実施概要	- 5
1.4 今後の合意取得スケジュール	
第2章 カンボジアの住民移転政策	- 6
2.1 背景	
2.2 カンボジアの住民移転政策基本方針	
2.3 住民移転実施組織	
	-
第3章 ADB・他のドナーの住民移転政策	9
3.1 住民移転基本方針	
3.2 カンボジア側に承認された ADB の RAP	
3.3 ADB の提言する住民移転実施組織	
3.4 ADB による今後の計画	
3.5 その他のドナーの住民移転政策	
	10
第4章 日本の住民移転政策	- 10
4.1 日本の補償基準	
4.2 カンボジアとの補償基準の比較	
	10
第5章 住民協議と住民説明用小冊子(ブローシャ)	· 12
5.1 これまで実施された住民協議	
5.2 住民説明用小冊子(Resettlement Brochure/ブローシャ)	
	12
第6章 補償項目のおよび補償単価の制定経過と今後の見直し	. 11
6.1 2000 年補償単価制定の経緯について	
6.1.1 カンボジア側からの回答	
6.1.2 2000 年次の補償単価調査及び消費者物価上昇率	
6.2 今後の補償項目・補償単価見直しについて	· 17

第7章	苦情処理委員会(Grievance Committee: GC)	18
7.1	GC の構成員	18
7.2	GC の公示	18
7.3	GCの機能概要	18
第8章	住民移転地	18
8.1	住民転地の現状	18
8.2	移転住民たちのリクエスト	18
第9章	詳細設計への条件としての住民同意	19
第 10 章	f 詳細資産調査 (DMS) 方法	19
第 11 貢	f 結論と提言	19
11.	1 結論	19
11.3	2 提言	20

#### 用語一覧(英文)

#### 付属資料

#### 1. 第一次現地調查結果中間報告書、平成 17 年 2 月 15 日

添付資料

- 1. Schedules and Milestone (Draft)
- 2-1. Letter to IRC from ESC Study Team dated of 14 February 2005 灌漑プロジェクトにおける GC 設置
- 2-2. 州令(No.047 D.K), 30 November 2004
- 3-1. 各プロジェクトの苦情処理機関比較表
- 3-2. 各地区事務所調查報告, 1 February 2005
- 4-1. C-2 区間の住民移転地
- 4-2. 5,6 号線住民移転地図面、 July 2003
- 5. NGO からの GC に関する提言書、7 February 2005
- 6. NGO Forum 打合せメモ, 28 January 2005
- 7. FFS 報告書に基づく問題点と対策(案), February 2005
- 8. ADB・GMS プロジェクトの補償費の比較(2002年と2004年)
- 9. ADB マニラ本部担当官との打合せメモ, 2 February 2005
- 10. TOR for Capacity Building in MPWT SEU and Provincial Structures

### 2. 第二次現地調査結果報告、平成 17 年 3 月 18 日

#### 資料

1 . Technical Note, 17 march 2005

Attachment

- 1. 住民合意取得状況レポート例
- 2. 補償項目補償単価の見直しおよび適用要求レター, 16 March 2005
- 3. IRC から Province への GC 設置命令, 17 March 2005
- 4. マイルストーン・スケジュール, 16 march 2005
- 2 . Organization Chart of Resettlement Unit
- 3. TOR for Technical Assistance for Enhancing Resettlement Legal Frame work and Institutional Capacity(ADB • TA 4490-CAM), 10 January 2005
- 4. ドナー会議での ADB マーラ氏発表の要旨, 9 March 2005
- 5.ドナー会議での ADB マーラ氏の発表原稿, 9 March 2005
- 6. JICA 昼食会でのマーラ氏の発言要旨, 10 March 2005
- 7 . Confirmation Reconnaissance Survey on Brick-made structures built along Phase II DMS Section (Sta0+300~Sta23+900), 12 March 2005
- 8 . Draft Resettlement Action Plan
- 9 . Draft Resettlement Brochure

### 3. 建築申請の法律、1997

- 4. 住民強制排除の新聞記事、2005
- 5.3 号線の DMS 関係資料
- 6. Resettlement Brochure for ADB C-2 Section, NR-1, 2000
- 7. Resettlement Brochure for W/B NR-3 & 6, 2000
- 8. Resettlement Brochure for JICA C-1 Section, NR-1, 2004
- 9. Resettlement Brochure for ADB GMS, NR-5,6 & 7, 2005
- 10. 土地の値段情報,1999
- 11. 外部モニタリング報告書の概要
- 12. Manual for DMS

はじめに

本報告書は、2003年に実施されたカンボジア国「国道1号線(プノンペン-ネアック ルン区間)改修計画」予備調査(環境社会配慮支援調査)結果をフォローアップする目 的で実施された予備調査 (第二次環境社会配慮支援調査)の結果をまとめたものであ り、本調査に至る経緯は以下のとおりである。

国道1号線はアジア・ハイウェイの一部を形成する国際幹線道路であり、カンボジア 国における最重要幹線道路のひとつと位置付けられている。同計画の対象となっている 国道1号線C1区間は首都プノンペンからメコン河沿いに南下しネアックルンに至る全長 約56kmの区間であり、上述の幹線道路及び沿線住民の生活道路としての機能のみならず、 堤防としての機能も求められる重要な道路である。同区間は近年の急速な経済発展に伴 う交通量の増加に加え、もともと軟弱地盤上に建設されたことに起因する舗装構造の劣 化が激しく、改修が必須となったことから、カンボジア政府は日本政府に対し無償資金 協力による同区間の改修を要請した。

これに対し、日本政府は開発調査でフィージビリティー調査(F/S 調査)を実施して洪 水の影響を水理解析するとともに、自然環境及び社会環境への影響を検証したところ、 約 1,800 家屋について一部取り壊し、移転もしくはセットバック等の必要性があること が判明したため、当時改定作業中であった「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の理念を 踏まえ、本計画を無償資金協力におけるカテゴリーA 案件と位置付け、カンボジア政府に より住民移転を中心とした環境社会配慮が適切に実施されるよう要請するとともに、無 償資金協力の事前の調査(基本設計調査: B/D 調査)及び無償本体事業実施の条件をど のように設定していくことが妥当か等、同ガイドラインの理念を具現化していくための 対応を検討した。その結果、カンボジア政府に対して同ガイドラインの理念を説明する とともに、それに基づく B/D 調査及び無償本体事業実施までのスキームを確立すること を目的として予備調査 (第一次環境社会配慮支援調査)を実施し、上述の各段階にお けるマイルストーンを設定した。

その後、カンボジア政府が B/D 調査実施の要件を満たしたことから B/D 調査が実施さ れたが、調査団は道路線形等をさらに仔細に検討して本プロジェクトにより影響を受け る住民(Project Affected Persons: PAPs - 本調査では世帯主を指すものとする)を特 定して図面等必要な技術資料を作成・提出し、カンボジア政府の対応事項である PAPs か らの移転合意取得をサポートしてきた。

他方、約2年間に及ぶカンボジア政府とのやりとりを通じて浮き彫りとなった同国政府の環境社会配慮面への対応能力不足や問題点を解消すること、さらには将来的に亘って遵守が求められる環境社会配慮関連事項への対応を徹底・標準化することを目的に、 B/D調査と並行して今般の調査である「予備調査 (第二次環境社会配慮支援調査)」を 実施することとした。

第二次環境社会配慮支援調査の目的は次の3点であり、本調査報告書はこれに従い、 これまでの経緯から結論・提言までを取りまとめた。

なお、以下で述べる環境社会配慮全体に関する実施状況のレビューについては、当機 構が本調査と並行して実施していた B/D 調査において日本側(当機構及び担当コンサル タント)が対応した点についてのレビューも含まれている。これは前回予備調査 (第 一次環境社会配慮支援調査)と同様、客観的な視点で日本側の対応を検証し、本プロジ ェクトに対しより適切な対応を図ろうという意図によるものである。

(1)2003 年に実施した予備調査 (第一次環境社会配慮)結果を踏まえ、2回の現地 調査を通じて協議したカンボジア側による非自発的住民移転を中心とする環境社会配慮 全体の実施状況をレビューする。

(2)住民移転を所掌する省庁間住民移転委員会(IRC)のアドバイザーとして、第一工 区の合意形成時に直面した問題を整理・分析した上で、第二工区におけるステークホル ダーミーティングの開催、住民移転計画(Resettlement Action Plan: RAP)及び実施ス ケジュールの策定等のプロセスについての提言を行うと共に、それらがカンボジア側に よって適切に行われるよう支援する。

(3)上記を通じて得た知見に基づき、カンボジア国の道路・橋梁セクターにおける適切な環境社会配慮のあり方(ステークホルダーミーティングの開催から DMS の実施、RAP 策定、補償実施及び苦情処理の各段階におけるカンボジアの対応)について提言する。 また、日本側による外部モニタリング等についても提言するとともに、環境社会配慮で 使用する用語についてカンボジア側と概念を共有する。

前述のとおり本調査は B/D 調査と連携しつつ、これまでの両国政府による対応をレビ ューし、PAPs への情報提供、資産調査を含む PAPs との補償内容に関する合意形成調査 (Detailed Measurement Survey: DMS)のあり方、苦情処理スキームの確立等、カンボ ジア国の住民移転手続きの中で不十分と思われる点について各々の改善案を示し、カン ボジア政府の合意を得ながら改善の方向に導くことを目的として進めてきた。

カンボジア政府が、これまでの調査で合意した事項を適切に実行することで、過去の プロジェクトで指摘されている不公平・不透明な非自発的住民移転がなくなるとともに、 公共の福祉との比較考量でやむなく移転する PAPs に対し、同 PAPs が合意した補償が適 切な時期に確実に支払われることが移転後の生活再建に資することから、ローカルコン サルタント等の第三者によるモニタリング(外部モニタリング)を継続的に実施し制度 改善の効果が発現するよう、日本側関係機関は今後も継続してこれに取り組んでいく必 要がある。

なお、本報告書では、案件の経緯や対応など各章で重複する箇所がある。これは、将 来発生する可能性のある環境社会配慮関連諸問題への対応についての参考事例として活 用されることを念頭に、可能な限り各章ごとに完結する形としたためである。

#### 第1章 これまでの経過と今後の予定

#### 1.1 予備調査 の概要

上述のとおり、本プロジェクトはカテゴリーA 案件と分類されたが、F/S 調査により本 道路改修はカンボジアの社会経済の発展にとって必要であることが判明していたことか ら、環境に与える影響を軽減するための必要となる具体的な方法を検討すること及びカ ンボジア政府から JICA 環境社会配慮ガイドラインの理念に対する理解を得ることを目的 として予備調査 を 2003 年 6 月から 12 月まで実施し、主に以下(1)~(4)につい て協議・調査した。

(1) JICA 環境社会配慮ガイドラインの理念

- (2)本プロジェクトの B/D 調査及び事業実施にかかる条件設定
   対象 PAPs からのプロジェクトに対する合意形成(Simple Survey)
   対象 PAPs の資産調査実施及び補償内容についての合意形成(DMS)
   外部モニタリングの実施
- (3)本プロジェクトの影響範囲の把握及び影響軽減策の検討

(4)他ドナーの非自発的住民移転関連政策の調査及び RAP ドラフトの策定

#### 1.2 予備調査 及び で支援した内容と2005年5月までの進捗状況

予備調査 後(2004年1月)から2005年6月中旬までにB/D調査団及び予備調査 調 査団とカンボジア政府が協議のうえ実施してきた主な内容は以下のとおりである。

(1)2003年10月16日から2004年1月11日の間に、始点から終点の間(計56km)の公 共道路敷(Right of Way: ROW)内の全4,751PAPs(資産数:約6,500)に対するプロジ ェクトへの合意調査(Simple Survey)が実施された。同年1月19日付の最終報告書に よれば、全対象物件約6,466資産(果樹・フェンスのみの場合も含む全物件数)中、所 有者が判明している5,524資産のうち、本プロジェクトへの賛同数が5,488人(99.4%)

移転に対する同意数は 5,384 人(97.5%)となった。所有者不明の残り 942 物件については、判明次第追加で意向を確認する予定であるが、仮にこれを含めた 6,466 物件を 母数とした場合でも で 84.9%、 で 83.2%とカンボジア政府と合意した B/D 調査実施 条件である「70~80%の基本合意」条件を満たしていることが確認された。

(2)上述の条件を確認後に2004年3月から実施された B/D 調査では、非自発的住民移転数を最小化する方策を検討し、ROW ではなく、工事影響範囲(Corridor of Impact: COI)を踏まえて設定した「暫定道路幅」(Provisional Road Width: PRW)に基づき、影響を受ける資産を調査し、それを反映した図面を作成しカンボジア側に提供した。また、本プロジェクトを Sta.23.9km から終点までを「第一工区」、始点から Sta.23.9km 地点までを「第二工区」と2分割したうえで第一工区から DMS を実施することでカンボジア政府の合意を得た。

(3)上記(2)の図面をもとに第一工区で影響を受ける 1,423PAPs に対する DMS が実施された。2005年3月末時点の状況は、カンボジア政府の正式報告によると、合意:1,411 (99.2%) 未合意:12、移転予定が141となっており、カンボジア政府は現在も未合意 PAPs からの合意取得を進めている。

(4)第二工区についても 2005 年 4 月 27 日に Sta.13.1km ~ 23.9km の DMS 実施を前に同 区間の PAPs を対象とした住民説明会(Public Information Meeting: PIM)を開催し、 後述する詳細なクメール語版リーフレットを配布しプロジェクト概要や補償方針等を説 明した。同 PIM は午前、午後の計 2 回実施され、500 名以上が参加して活発な意見交換が 行われた。

(5)当機構が現地コンサルタントに委託して実施した第一工区の外部モニタリングの 結果、カンボジア政府の DMS への対応については若干の改善を要する点は散見されたも のの、DMS の結果に影響を与えるような事例は確認されなかった。また、外部モニタリン グが部分的にしか実施されなかった時期に実施された一部区間の DMS について、現地 NGO から合意形成に問題があったと指摘を受けたことを受け、事実確認調査(Fact Finding Survey)も実施したが、調査結果は概ね妥当とされ、当該区間の DMS を再実施する必要 はないことが確認されている。

(6)上記(2)の述べた本プロジェクトの分割については、第一工区の DMS 進捗状況 を踏まえ、カンボジア政府と協議を重ねた結果、外務省は DMS を慎重に進めることがで き、かつ、第一工区の中で最も優先度の高く、合意形成も取得済の2橋梁(No.2及びNo.3 橋梁)を「ステージ1」として、無償本体事業を実施することを決定し、2005年6月10 日に交換公文(Exchange of Notes: E/N)が締結された。ステージは現状では3分割を 想定しており、ステージ2は2005年10月末時点での、また、ステージ3は2007年10 月末時点での DMS 進捗状況を踏まえてスコープ(道路改修の範囲)を決定する予定とな っている。なお、上記 DMS には事前の調査段階で当機構が実施したものと同様、外部モ ニタリングが同行することになっており、在カンボジア日本大使館、外務省への報告が 実施されることで、適正な合意形成が担保されるような体制が整備されている。

(7)現在では、日本側(在カンボジア日本大使館、JICA カンボジア事務所、関連長期 派遣専門家など)と IRC が定例ミーティングを開催し、進捗管理と情報共有を実施して いる。これにより、日本側の意図がより正確に伝わるようになるとともに、信頼関係も 醸成されることから、外務省が環境社会配慮を実施する無償本体事業実施段階において も、同ミーティングを継続実施していくことが望ましい。

#### 1.3 予備調査 (第二次環境社会配慮支援)の実施概要

上記 1.2 のとおり予備調査 終了後約2年間に亘り、非自発的住民移転手続きに関す る様々な問題に対処してきたが、予備調査 で日本側が提言した RAP 及び PAPs 説明用資 料(小冊子)の充実、DMS 実施体制整備等については進捗が見られず、適切に対応するた めにはカンボジア政府に対するさらなる支援が必要との結論に至ったことから、2005年 2月から3月にかけて予備調査 (第二次環境社会配慮支援調査)を実施することとした。 この調査は、既述のとおり B/D 調査の最終段階と並行して実施されたものであり、以下 をポイントとして実施した。

(1) 非自発的住民移転手続きに関する以下の各項に対する調査と支援

ステージ1の DMS 進捗結果に関する日本側への報告内容の整理

苦情処理委員会 (Grievance Committee: GC)の設立とメンバー選定

補償単価制定経緯の調査と見直しの要請、また、改定された場合に本プロジェクト へ遡及適用されることの確認

ステージ2及びステージ3に関する DMS 実施スケジュールの確認

(2)経済財務省(Ministry of Economy and Finance: MEF)及び省庁間住民移転委員 会(Inter-Ministerial Resettlement Committee: IRC)の本プロジェクトにおける実施 体制の最新状況確認と IRC 内に新設された非自発的住民移転実施組織である Resettlement Unit(RU)との情報共有・協議。

(3) 非自発的住民移転政策に関する ADB の動きについて調査、即ち 非自発的住民移 転政策立法化の支援状況、 公共事業運輸省(Ministry of Public Works and Transport: MPWT) 内の非自発的住民移転実施組織の状況確認等

(4)移転の影響が大きいと想定されるレンガ造り家屋にかかる PRW 内の分布状況確認
 (5)住民移転実施計画書(Resettlement Action Plan: RAP)案及び住民説明用小冊子
 (Resettlement Brochure)案の作成とカンボジア側への提供

#### 1.4 今後の合意取得のスケジュール

本プロジェクト実施予定は2005年3月時点で次の3ステージに分けられているが、各々の施工対象区間と補償内容合意取得の目標年月を以下に示す。

事業分割	施工対象区間	PAPs の合意取得
		目標年月
ステージ1	No.2 及び No.3 橋梁	2005 年 3 月末
ステージ 2	終点から 23.9㎞ 地点 + 始点側の合意取得済区間	2005 年 10 月末
ステージ 3	始点からステージ2までで完了した地点	2007 年 10 月末

住民移転合意取得の詳細な活動日程予定は付属資料2、12/125ページに示す。

#### 第2章 カンボジアの住民移転政策

#### 2.1 背景

カンボジアでは、ポルポト時代の強制疎開から開放されて都市に戻ってきた人々は定 住の地を求めたが、当時はポルポトが土地台帳を全て処分していたこと及び社会資本・ 法令ともに未整備であったことから、空き地や空き家屋で新たな生活を始めざるを得な い状況であった。

このように事実上の占有状態が一定期間継続したことが、カンボジアにおいて "usufruct"(土地使用権)という概念を生む契機となり<sup>5)</sup>、政府は土地法によって土地使 用権を認め保護すると同時に、公共用地内の占拠禁止を宣言した。

住宅についても公共用地内での建築は認めない旨を法制化し、指導を行っている。具体的には、地方かつ道路から遠く離れた地域を例外として基本的に建築申請をすることが義務付けられており、(付属資料3)申請時に道路中心線から15~30m離して建設するように指導している。

また、国道1号線のように公共用地(この場合は "ROW")内に建設されている家屋等 が存在する理由としては、以下が考えられる。

行政側の問題:ROW 内の占有を禁止・排除を命ずる一連の首相令(1999 年)、プノン ペン市副首長令(1999 年)及び建築申請令(1997 年)法令等の住民への周知が不徹底であっ たこと及び ROW の境界を明示する境界杭の設置を怠った、また、違反家屋の排除等を行 わず放置していたこと。

住民側の問題:法令を認識せず、もしくは無視して家屋を建築したこと。

なお、B/D 調査時に補修や補償に多額の費用が必要となる2階建て以上のレンガ・コン クリート建造物・パゴダ等の永久構造物については、PRWに基づく検討を実施したこと、 さらには始点区間において擁壁を採用することによって法面の影響を抑える等可能な限 り移転を回避する(付属資料2、45/125ページ)設計としているが、これについては、本 予備調査を担当したコンサルタントからも妥当な対応であるとの評価を得ている。

#### 2.2 カンボジアの住民移転政策基本方針

IRC 担当者は、カンボジア政府は道路改修に伴う ROW 内の土地占有者の立ち退きでは、 一方的に強制排除はしないように注意を払っているとコメントしている。

ただし、過去のプロジェクトにおいては、地方政府は必ずしもその方針を理解せず、 DMS 実施前に勝手に移転させる(国道7号線) また、IRC の指示を無視して強制排除を 行い、トラブルが発生しているケースもあった(付属資料4)。

本プロジェクトにおいてカンボジア側が実施予定の補償方針と、ADB のポリシーに基づ きカンボジア側が作成・承認した他プロジェクトの住民移転計画書における補償方針を 表 2-1 に比較して示す。 表に示すとおり本プロジェクトでは現段階では土地・家屋への補償・手当て等は支給 されている。他方、居住権・生計権とも言うべき権利(これらを補償の対象とするか否 かについては国や事例によって違いがあり、権利として確立しているか否かについても 争いがある)に対する補償(借家人への補償、完全あるいは一時的失業に対する補 償及び営業補償等)は含まれていない。

なお、IRC議長が承認し署名した 2005 年 1 月 19 日付の送電線計画RAP<sup>6)</sup>によればこれらの項目は補償対象とされているが、次章で述べるとおりカンボジア政府の厳しい財政状況から予算の手当てができず、結果的に画餅に終わっている例が多いようである。

本プロジェクトにおいては、過去の事例、とりわけ ADB が実施した国道1号線C2区間 (ネアックルン - ベトナム国境区間約105km)において、現地NGO などから非自発的住民 移転により移転を余儀なくされた住民が貧困に陥っているとの指摘を受けたこと点を踏 まえ、本プロジェクトにおける非自発的住民移転に関する問題点を逐一確認するととも に、カンボジア政府に対し、補償として必要不可欠な内容につき確実に実施されるよう 求めている。

また、補償項目・単価の見直しについては、2005 年 8 月までにカンボジア政府の見直 し結果が報告されることで合意済みであるため、この結果を確認し適宜追加の申し入れ を行う必要がある。

			国道1号線C1区間	A	DB プライマリー道路	A	ADB 送電線計画 RAP
			(本プロジェクト)	(5	、6 及び7号線)改修		2005 <sup>6)</sup> (申請中)
					2000 <sup>5)</sup>		
	農地		-	✓	ROW 内の同等地	<u>鉄</u> 塔	<u> ・電信柱用地*</u>
		✓	ROW 内の移動あるい	✓	ROW 内の移動あるい	$\checkmark$	市価金銭補償あるい
			は住民移転地への移		は住民移転地への移		は等価地提供
土地	宅地・商業地		転(残存面積次第)		転(残存面積次第)	$\checkmark$	小作人には 3 ヶ月分
	七地、问来地						の給料と就職支援-
						<u>送電</u>	ī線ROW*
						$\checkmark$	金銭補償なし
		$\checkmark$	再建費(カテゴリ	✓	再建費(カテゴリ	$\checkmark$	再建費(カテゴリ
			別 ) 建物移転費 ( 一		別 ) 建物移転費 ( 一		別)建物移転費(一
			式)及び移転中の生		式)及び移転中の生		式)及び移転中の生
家屋・	家屋		活費手当て		活費手当て		活費手当て
農作物	<b></b>					$\checkmark$	移転する場所が無け
							れば市価土地代ある
							いは等価地をも同村
							内に提供
				✓	同程度の借家探し支	$\checkmark$	移転費用と移転中の
	借家		-		援		生活費
				✓	移転中の生活手当て	$\checkmark$	3 か月分の借家手当
							τ
	完全失業		-	✓			-
	一時的失業		-	✓			-
	移転中の生活手当	✓	\$40	✓	\$40	$\checkmark$	\$40 あるいは米 40kg
	τ						
		✓	\$40	✓	\$40	$\checkmark$	\$40(プノンペンから
	建物移転費						タケオまでこの費用
	たコッパンキム貝						で可とのデータあり
							とのこと)
			7.0	-			

表 2-1 カンボジア側が承認している補償方針の比較一覧

		国道1号線C1区間		
		(本プロジェクト)	(5、6 及び7 号線)改修	2005 <sup>6)</sup> (申請中)
	Г	( <b>1</b>	2000 <sup>5)</sup>	
		✓ \$20	✓ \$20	✓ \$20(重複して支給
	弱者手当て			可:貧乏な未亡人に
				は\$40支給)
			◆ 樹木の価格表参照	✓ 全てのモノの等価を
	樹木及び収穫時期	✓ 樹木の価格表参照	✓ 米 250Riels/㎡及び	補償
	の作物	(ROW 内の樹木も補償)	商業作物 500Riel/m <sup>2</sup>	✓ 場合によっては収入
				回復アシスト
	商業施設	-	-	✓ 家屋として補償
	一時的商売損失	-	-	✓ 全額補償(ネゴによ
経済活動	时间加强大			って補償額決定)
への影響	商業施設移転費	-	-	<b>√</b> \$40
	一時的失業	-	✓ 失業中の給料補償	✓ \$40 あるいは米 40kg
	完全失業		✓ 再就職斡旋	-
コミュニティ施設への影響		-	✓ 復元、他	-
工事中・	農作物・農民・農	-	-	補修復元あるいは全額金
維持管理	地(畦、排水路含			銭補償
時の影響	める)他への影響			

\*本 RAP 補償費積算資料より判断した。

なお、上記の ADB プロジェクトの補償内容は、計画段階の RAP に記載されているもの であり、次章で述べるとおり、カンボジア政府による実際の対応との乖離がないか留意 が必要である。

#### 2.3 住民移転実施組織

カンボジア側はプロジェクトごとのアドホックな省庁間住民移転委員会(IRC)を設立 するとしている。このIRCは経済財務省から委員長が任命され、関係する省庁例えば公共 事業運輸省等が構成委員となるのが通例であった<sup>7)</sup>。ところが最近になって、新たに Resettlement Unit(RU)が設立され、今後は同ユニットが非自発的住民移転への対応に ついて中心的な役割を果たしていくこととなったため、本調査団は新RUと協議を実施し、 結果につきメモランダムで確認した。RUの詳細は付属資料2、2/125 ページに示す。

#### 第3章 ADB・他ドナーの住民移転政策

#### 3.1 ADB の住民移転計画基本方針

ADB(世銀も同様)では、住民への補償方針を厳守させることを条件に融資を承認して いる。また、RAPを被援助国から提出させ、その内容が自分たちのポリシーに合致してい るか否かを厳密に検査の上で開始させることを原則としている。この時点での RAP はあ くまでドラフトであるが、その重点は住民補償政策であり、影響住民数・補償費用等は 数量や金額を過少にならないように見積もっておく。DMS後に初めて詳細な影響住民数・ 金額が入った RAP にアップデートされる。

これまでの問題点として、RAPドラフトで示されている補償方針がカンボジア側の財政 事情から厳守されていない場合が多々あり、NGOから指摘を受けている点でもある<sup>8)</sup>。

また、モニタリングは IRC が委託した内部モニタリングであったため中立の独立した モニターとして機能していなかったという問題点が NGO から指摘されていた(付属資料 1、33/44 ページ)ため、本プロジェクトでは、日本側が委託する外部モニタリング方式 としてこの問題の解決を図った。

#### 3.2 カンボジア側に承認された ADB の RAP

カンボジア側が過去に承認したとの確認が取れているRAPの補償対象は既に表2-1に示したとおりである。道路プロジェクトでカンボジア側が承認したRAP<sup>5)</sup>には、ADBの主張する「ROW内の占有土地に対する市場価格での金銭補償」の記載はなく、理念・方針と実態との乖離と考えられる。

#### 3.3 ADB の提言する住民移転実施組織

2004 年 10 月に新しい住民移転組織(Social and Environmental Unit: SEU)が ADB の援助の下で MPWT 内部に設立された(付属資料 1、34/44 ページ)。この機関は現段階で はカンボジア政府から正式な認可は受けていないとのことであるが、既に Greater Mekong Sub-region(GMS)プロジェクトの一環の道路(国道 5、6 及び 7 号線)では、SEU が 独自に(通常の対応である MEF、IRC を通さず)DMS を実施する予定となっている。

また、近い将来から MPWT が所掌する全てのプロジェクトの環境社会配慮を担当する予定である。新設した SEU は社会開発・住民移転課と環境課に分け、社会開発・住民移転課には HIV/AIDS 係を置くとしている。ADB が作成した TOR よれば MEF は予算措置のみに 関与し、SEU がほとんどの権限を有することになる予定であるため、今後の動向が注目される。

#### 3.4 ADB による今後の計画

3.3 で述べたように、プロジェクトに精通した MPWT が非自発的住民移転の実施責任を 負うことになり、より効果的な住民配慮が期待される。

これに加え ADB の支援で、国家住民移転政策立法化が計画されている(付属資料 2、 12/125 ページ)。この内容は、 国家としての住民移転政策の作成及び法令化、 ワーク ショップの開催・意見調整、 関係者・チームの養成・能力増進等である。

これが実施されればドナーごと・プロジェクトごとによって差異のない統一した非自 発的住民移転政策が実施されることになることから、動向のフォローが必要である(付 属資料2、2/125ページ)。

なお、未確認情報ではあるが、ADB は ROW 内に居住している住民に対して、従来の「ROW 内土地代の市価補償(所有権への補償)」の方針を変更し、「ROW 内とはいえ長年占有して いた事実に対する補償(占有権への補償)」の方針とすることについてカンボジア側と協 議中とのことでありその協議結果が注目される。

#### 3.5 その他のドナーの住民移転政策

タイ・ベトナム・韓国等による Bilateral の援助プロジェクトでは、住民移転はカン ボジア側が対処すべき問題であり、各ドナーは具体的には一切の条件を付けていないと のことである(付属資料 5、1/4 ページ)。

#### 第4章 日本の住民移転政策

#### 4.1 日本の補償基準

昭和 37 年 6 月 29 日閣議決定した「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」の概要 を表 4-1 にまとめる。なお、この要綱は決定後 40 年以上経過しており、現在、「生活再 建のための補償」が議論となっている。また、日照・騒音・振動等の「第三者補償」も 制度化されつつある。

#### 4.2 カンボジアとの補償基準の比較

比較のためにカンボジアの補償方針も書き加えた。日本の基準と比較した場合、カン ボジアの補償方針には借家人の権利、商売上の補償、完全あるいは一時的失業及び び 擁壁の場合のアクセスの建設等の「隣接土地に対する工事(費)等の補償」が含まれ ていない。

# 表 4-1 日本の補償基準と本プロジェクトの補償方針

			本プロジェクトで	
	日本の補償基準		認められている か?	備考
	土地等の取得	土地及び付属物	認められている	
土地等の取得 に係る補償 ( 要	土地に関する所有 権以外の権利の消 滅に係る補償	地上権、小作料、 入会権、借家人、 借地人	無し	今後、対応する必要性 が生ずる可能性あり
綱第 8 条-第 21 条)	建物、土砂砂礫、 漁業権等の取得ま たは消滅に係る補 償	建物	認められている	ROW 内の自己埋立造 成は「建物」の範疇に 含まれるか?
	土地の借用に係る 補償		認められている	
   土地の使用 ( 借	空間または地下の 借用に係る補償		無し	
110000円(10   用)に係る補償   (要綱第22条-	土地の借用に代わ る買上取得	迂回路等工事中 の借り上げ地	無し	
第25条)	建物等の借用に係 る補償		無し	
	(建物、土砂砂礫、 漁業権等)権利の 制限に係る補償		認められている	
	移転料等		認められている	
	立木補償	有用樹	認められている	
土地等の取得	営業補償		無し	
または土地等	農業補償	廃止・休止及び規	無し	
の使用(借用)	漁業権	模縮小への補償	無し	
により通常生 じる損失の補 償(要綱第 26 条-第56条)	残地等に関する補 償	残 地 の 価 値 低 下・必要工事費へ の補償、残地取得	残地僅少のとき Relocation Site への移転が認めら れている	本プロジェクトでは 残地の全て買い取り 補償を要求する住民 が7世帯ある
	その他通常生じる 損失への補償	特産物他	無し	
土地等の取得 または土地等 の使用(借用) に伴うその他 の措置(要綱第 57条-要綱第60	隣接土地に対する 工事費の補償	擁壁部のアクセ ス・階段	(工事の過程で対 処)	法令化が必要と思わ れる
	少数残存者補償	生活共同体から 切り離されるこ とへの補償	無し	
条)	離職者補償		無し	今後必要と思われる

#### 第5章 住民協議と説明用小冊子(ブローシャ)

#### 5.1 これまでに実施された住民協議

(1)本プロジェクトの第一工区(Sta.23.9km から終点)では、住民説明会(PIM)が2 回実施されたが、多数の PAPs を集めた集会となったことから、後方にまで説明の声が届 かない、また、質問することをためらう等の問題点が確認された。

(2)上記(1)の反省を踏まえて実施された、新規開口部(カルバート及び橋梁)に に関する4回のPIMでは、対象PAPs数が1回当たり20人前後と小規模であったことから 活発な意見交換が行われ、改善が一定の効果を上げたと言える<sup>9)</sup>。

(3) さらに第二工区については、1.2(4) で述べたとおり、Sta.13.1km~23.9km の PAPs を対象とした PIM を開催し、500 名以上の PAPs が参加し成功裏に終了した。

ここで配布されたクメール語版リーフレットやプロジェクト概要や補償方針等を説明振りは、これまでの PIM における改善点を踏まえ、本調査での支援とその後の JICA カンボジア事務所と IRC との継続したミーティングでの協議を経て改善されたものである。

カンボジア政府自身もこれまでの対応を評価するなど、カンボジア政府の認識が変化 してきている旨が感じられた説明会であった。今後も DMS に先立ち PIM が開催される予 定であることから、外部モニタリングを同行させる等、適切にフォローする必要がある。

#### 5.2 住民説明用小冊子 (Resettlement Brochure / プローシャ)

住民説明・DMS の実施に当たっては、影響住民への説明・配布用に A4 用紙 1 枚を 4 つ 折にした住民説明用小冊子(Resettlement Brochure)が作成されていた。過去に作成さ れた ADB、WB 及び JICA 小冊子(付属資料 6、7 及び 8)、最近作成された ADB 小冊子案(付 属資料 9)及び予備調査団によって今回作成された小冊子案(付属資料 2、109/125 ペー ジ)の概要を表 5-1 に比較する。

これまで作成された小冊子(カンボジア政府の承認待ちである SEU 作成 5、6 及び7 号線用小冊子を除く)及び IRC Working Group とのインタビュー結果をあわせても、「土地なし PAPs に対して代替地を提供する」と明言された例はなかったが、今回初めてこれが明記された。

また、既述のとおり、商売補償・休業補償を明言している小冊子は無いが、今後、カンボジア側と他ドナー(ADB、WBなど)との合意によって補償項目及び補償単価の見直し・ 変更が行なわれた場合は、本プロジェクトの補償にも遡及して適用することをRUと合意 済している(付属資料2、2/125ページ)。

·						
	1 号線 Neak Loeung-Bavet( C-2 区間) No.1659-CAM(SF)	3 号•6 号線(No.3181~KH)	1 号線プノンペン-ネァ	マックルン(C-1 区間)	GMS 5 , 6 及び 7 号線	
体裁	A4 用紙1枚4つ折	A4 用紙1枚4つ折	A4 用紙1枚4つ折	A4 用紙 14 ページ	A4 用紙 1 枚 4 つ折	
ドナー	ADB	WB	В	本	ADB	
承認・配布等	配布済み	配布済み(未確認)	配布済み後、修正予定	配布済み	承認待ち	
作成主体	IRC	MPWT	IRC	MEF の新 RU	MPWT Ø SEU	
年月日	2000	2000	2004	2005	2005	
概要	プロジェクト概要、補償対象者、補 償内容、弱者への補償、県が行う補 償、外部モニタリングの実施、コン サルテーションと苦情処理	プロジェクトの概要、補償対象者、	プロジェクト概要、補償対象者、補 償内容、県が行う補償、外部モニタ		プロジェクトの概要、組織、便益、 影響、補償対象、権利書所有の要否、 建屋、果樹、公共施設、商売、実施	
補償方針	<ul> <li>✓ ROW内の土地補償はなし</li> <li>✓ 土地なしへの代替地の提供(県 が責任を持って実施)</li> <li>✓ 建物・果樹等へは補償</li> <li>✓ \$40 の Disruption 手当</li> <li>✓ \$20 の弱者(寡婦、障害及び貧 困世帯主世帯)手当ての支給</li> <li>✓ 補償支払い時期</li> </ul>	<ul> <li>✓ ROW内の土地補償はなし</li> <li>✓ 建物・果樹等へは補償</li> <li>✓ Transportation 手当ての支給</li> <li>✓ 弱者(寡婦、土地なし、障害及び貧困世帯主世帯)への援助</li> </ul>	<ul> <li>✓ ROW 内土地への補償はなし</li> <li>✓ 建物へは補償</li> <li>✓ ROW 外であるバイパス用地内の 建屋、果樹へは相当額補償</li> <li>✓ Transportation 手当の支給</li> <li>✓ 弱者(寡婦、土地なし、障害及 び貧困世帯主世帯)への補償</li> </ul>	<ul> <li>✓ ROW 内土地への補償はなし</li> <li>✓ 土地なし PAPs へは、残地の広</li> </ul>	<ul> <li>✓ 建屋は新建材価格による補償</li> <li>✓ 移転地は遠からぬこと</li> <li>✓ 移動可能な家屋・構造物はその</li> <li>移動労賃補償</li> </ul>	
公共施設への 補償		市場、排水施設、集会所の復元		現況復帰あるいは金銭補償	学校、パゴダ、校門、パゴダの門、 水路、森林、池他の公共施設は現状 復帰及び3年分の損失収益補償	
	Rieng 県議会 IRC 地方委員会へ提出 する		Resettlement Implementation Plan Team あるいは Kandal Provincial subcommittee	Working Group へ、あるいはコミュ ーン・地区事務所を通じ GC へ	PAPs の不平・苦情の PMU への NGO に よる取次ぎ	
外部モニター	あり			あり		
特記事項		原案では「土地なし PAPs への移転 地での土地提供」を明言していたが 最終版では「土地なし PAPs へ支援」 と表現が変更になった。		カンボジア側と ADB あるいは他ドナ	ャムリャップの DPWT 及びシャムリ	
				団とカンホシア 側は同意 している		

#### 第6章 補償項目及び補償単価の制定経緯と今後の見直し

#### 6.1 2000 年補償単価制定の経緯について

#### 6.1.1 カンボジア側からの回答

2000年単価制定の経緯について2005年8月末までに日本側に文章で回答することがテクニカルノートで確認されている(付属資料2、8/125ページ)。

#### 6.1.2 2000年次の補償単価調査及び消費者物価上昇率

(1)設定根拠

カンボジア政府が承認したレターが添付されている 2000 年のPrimary RoadのRAP<sup>5)</sup>によれば、以下の記述がある;

一時的な収入途絶に対する補償(Temporary Loss of Livelihood)として\$40の手当
 てが支給される。これは各世帯につき、\$10の現金と米代3か月分×\$10の合計である。

移転手当て(a one-off resettlement allowance)として、遠方に移転する人は\$40 の手当てが支給される。

樹木に対する補償費の算定根拠は以下のとおりである。種子代と5年間の生産高の 合計を補償単価として定めている。

樹木	種子代	年間生産高	5年間の生産高を	評価額合計
	\$	\$	補償対象とする \$	\$
マンゴ	1.5	5.7	28.5	30.0
椰子	1.5	2.7	13.5	15.0
砂糖椰子	0.5	1.5	7.5	8.0
タマリンド	0.5	1.9	9.5	10.0
竹	0.5	2.9	14.5	15.0
ゴムの木	5.0	9.0	45.0	50.0
他	1.0	0.8	4.0	5.0

(2)市場価格

表 5.1 に世銀の融資による国道 51 号線(4 号線と5 号線を結び、プノンペン西方約 20 ~ 30km に位置する) 改修計画の RAP に基づく市価と MEF2000 年価格を比較して示す。

市街地の住宅用土地の市場価格と MEF 価格の乖離が大きい。本プロジェクトの始点 付近のプノンペン市ミンチェイ地区では 2005 年1月時点で\$100/m<sup>2</sup>と新聞で報じられて いる。他方、土地取引についての相場は曖昧であり、土地投機により市街地や公共プロ ジェクトの予定地及びその周辺の地価が急激に上昇する傾向もあるだけでなく、行き過 ぎた投機を規制したり、公共プロジェクト用地の地価をある時点で凍結したりするなど の法律も整備されていない状況下では、市場価格での補償を行うことに否定的なカンボ ジア政府の見解を一概には否定できない微妙な問題である点を念頭に置きつつ、PAPs の 合意取得状況を確認していく必要がある(付属資料 10)。

手押しポンプ井戸も同様 MEF 価格のほうが低い。

樹木について、バナナ・パパイヤは MEF 価格が市場価格より明らかに高い。反面、 ココナッツ・砂糖椰子・タマリンドについては市場価格が高騰した場合がある。

			-					
			単位	市場価格 2002 <sup>*</sup> (土地について は2000価格)	市場価格 2004 <sup>11)</sup>	MEF 価格 03 February	MEF価格 1999Rate <sup>6)</sup>	MEF 価格 3 号線 <sup>**</sup>
	г т т	· •				20007)		
土地	住 名 名 Kandal 都市 名		\$ / m²	約 20		0.00	0.00	
	七 七 昭	ndal 地方	\$ / m²	約2~3		2.00	2.00	
		idal 全般	\$ / m²	約3		0.50	0.50	0.50
	草葺		\$ / m²			4.50	4.50	4.50
	木造		\$/m²			12.00	12.00	12.00
	レンガ造り		\$/m²			85.00	85.00	85.00
建	レンガ造り2階		\$/m²			140.00	140.00	140.00
屋	立て		-			140.00	140.00	
		造り 3 階	\$ / m²					140+70
	立て							=210
	掘抜き井戸		\$/nos			50.00	50.00	
	手押しポンプ式    井戸		\$/nos	200.00		75.00	75.00	
	木塀		<b>\$</b> /m			0.75	0.75	
	レンガ	塀	\$/m			4.86	4.86	
井	ガソリンスタン ド		\$/nos				3,000	
戸	 墓地		不明				3,000	
, 塀	<u>奉</u> 宅 アクセス用木橋		不明				4.5	
他	ベンチ		\$/nos					購入価格 の4割
	コンク イレ	リートト	\$/nos					150.00
	貯水槽		\$ / m²					12.00
	コンクリート階 段		\$ / m²					4.50
樹	Ampel		不明				5.00	
木	Ampel Barang		不明				5.00	
・竹	Ampel Touek		不明				5.00	
	Areca Palm Tree		\$/本	10.00			0100	
	Bamboo		\$/束 \$/束	5.12	0.20	ー藪あた り 10-15	5.00	
	Banana Tree \$/3		\$/本	0.51	0.70	0.08	5.00	
	Cashew Tree \$/本			20.00	18.00	0.00	0.00	
	Chan 不明		20.00	10.00		5.00		
			\$/本	29.50	3.6-	15.00	15.00	
	Custard Tree \$		\$/本		12.00	3.00		
	Duem K		 \$/本	5.09	5.32	3.00	5.00	
					5.32			
	Duem K		<u>\$/本</u>	10.25			5.00	
	Duem M	Edil	\$/本	6.14	5/22	1	30.00	

表 6.1 市場価格と MEF 価格

	単位	市場価格 2002 <sup>*</sup> (土地について は2000価格)	市場価格 2004 <sup>11)</sup>	MEF 価格 03 February	MEF価格 1999Rate <sup>6)</sup>	MEF 価格 3 号線 <sup>**</sup>
Duan Dring	۰ / <del>ا</del>	-	7 00	2000 <sup>7)</sup>	5.00	
Duem Pring	\$/本	15.38	7.00		5.00	
Duem Teab	\$/本	5.13			10.00	
Duem Tkov	\$/本	10.50				
Eucalyptus	不明				5.00	
Guava Tree	\$/本	5.10	2.28- 7.60	2-2.5		
Hairy Litchi Tree	\$/本	5.00				
Kamping Reach	?				15.00	
Kapok Tree(kor)	\$/本	10.25			5.00	
Kawit Tree	\$/本	10.00			15.00	
Knol	?				20.00	
Kokor	?				5.00	
Jack Fruit Tree	, \$/本	15.38	5.25- 15.50	10-15	2.00	
Lemon	?		10.00		15.00	
Lime/Orange Tree	\$/本	1.23	10.00	3-5	10.00	
Makak	\$/本	10.00	4.20		5.00	
Markak Tree	 \$/本	10.00	7.20		0.00	
Mango Tree	<del>\$</del> /本	13.85	5.40- 18.00	25-30	30.00	
Milk Fruit	\$/本	10.25	3.00-			
Orange	?				15.00	
Papaya Tree	。 \$/本	1.50	1.40	2-2.5	10.00	
Persimmon Tree(Soda)	\$/本	2.50				
Pomegranate Tree	\$/本	5.10				
Prech Bamboo	\$/束	3.00				
Sangke	<u> </u>	0.00			5.00	
Sdao	?				5.00	
Sdouv Tree	: \$/本	10.00				
Sleng	•/本 ?	10.00			5.00	
Soda	?				10.00	
Soursop Tree	, \$/本			5.00	10.00	
Srock Bamboo	 \$ / 束	5.12		5.00		
Sugar Cane	<u>》</u> 来 ?	0.12			1.00	
Sugar Palm Tree	 \$ / 本	37.70		8		
	<del>۵/4</del> ?	31.10		0	8.00 12.50	
Svay Chanty	-	00.00	10.00	E 40	12.50	
Tamarind Tree	\$/本 2	23.00	12.00	5-10	F 00	
Tapoung	?	40.00			5.00	
Teab Barang Tree	<u>\$/本</u>	10.00				
Thagan Tree	\$/本	2.00			00.00	
Toeuk Dors	?				30.00	

\*土地代については付属資料 10 参照、その他は参考文献 10)参照

\*\*付属資料5参照

(3)消費者物価指数

カンボジア国立銀行データを元に 1995 年~2004 年間の消費者物価指数(CPI) 変動状況を図 6.1 に示した。このデータによれば、2000 年前後で CPI の一番低いときを 100%と すれば、2004 年では 112%程度になっている。即ち 2000 年に比べて物価が 12%上昇したと 言える。



図 6.1 消費者物価指数の変動(国立銀行データ)

#### 6.2 今後の補償項目・補償単価見直しについて

カンボジア側は現在 ADB と補償項目・補償単価見直しについて交渉中であり、交渉結 果見直しが決まったものに対しては、本プロジェクトの PAPs に対する補償にも適用する ことで合意している(付属資料2、8/125 ページ)。

なお、カンボジア側より 2005 年1月に提出され現在ADBが審査中の送電線計画のRAP<sup>6)</sup> によれば、1999 年価格に 2003 年価格として手当て類を除き全ての単価を 12%上乗せして いるが、これは、年率で平均約 3%の物価上昇があったことが根拠となっているものと推 察される。

#### 第7章 苦情処理委員会(Grievance Committee: GC)

#### 7.1 GCの構成員

IRC が住民を不当な扱いをしていないか、あるいは住民の要求が過大なものでないかを 審査するために苦情処理委員会(GC)を設置する。この委員会は付属資料1の4/44ペー ジに示すよう中立性を期すために、紛争当事者の PAPs と IRC は構成委員には含まれない ことが望ましく、同時に構成員として行政側からだけではなく住民代表として村の長老 を参加させることを提案し、カンボジア側はこれらの提言を受け入れ、GC を設立すると ともに、住民説明用小冊子に具体的なメンバー構成も含めた説明を掲載している。

参考までに付属資料 1、14/44 ページに他プロジェクトの苦情処理委員会構成の例を示した。ベトナムでは苦情処理はコミューン・地区及び県の人民委員会が対応し、GC という名では設置されていないようである。

#### 7.2 GC の公示

GC の構成員等の公表は多くの人に周知させるために必要であり、州知事名にて発令 (DEKA-Provincial Order)される。その内容は、地区事務所等において掲示される。

#### 7.3 GC の機能の概要

付属資料2、99/125ページにGCの機能を述べる。PAPsは直接補償契約交渉担当者に不服申請するか、あるいは各地方事務所(District/Commune)を通じGCに申請するかを選択することができるようになっている。

#### 第8章 住民移転地

#### 8.1 住民移転地の現状

付属資料1、18/44 ページに国道1号線(C2区間:本プロジェクト対象区間)代替地の図を、19~23/44ページに国道5、6及び7号線用の代替地の図を示す。

C2 区間では現地踏査結果から及び国道 5、6 及び 7 号線については図面から各住民移転 地ともに共同井戸、戸別簡易トイレ及び国道へのアクセス道路が備え付けられているこ とが確認されている。同じく図面によれば、広さは C2 区間の代替地では 100m×60m 以上 あり、国道 5、6 及び 7 号線ついても 100m×50m 程度である。各プロットの広さは 14m× 7m 100 m<sup>2</sup>が標準である。

#### 8.2 移転住民たちのリクエスト

果樹等は彼らにとって重要な生活の糧であるが、C2 区間の代替地では果樹を栽培する ことができない可能性があるため、一部 PAPs からは共同で果樹栽培ができる入会地等の 確保を要望する声が出ていた。

#### 第9章 詳細設計への条件としての住民同意

現在、無償本体事業(詳細設計以降)へ進むための条件(マイルストーン)として、「原 則 100%のPAPsから補償内容に対する同意を取得すること」となっている<sup>7)</sup>。これらのPAPs には土地・家屋を全て失い移転する者から、門塀の一部のみがPRW内に入るため補償受け る(比較的富裕な)者、あるいは簡単に移動できる屋台・スタンドなどの所有者も含ま れている。

このうち移転等により生活・生計に深刻な影響を受ける懸念のある社会的弱者に属す る PAPs に対しては、十分な説明による合意形成と補償漏れの有無、不平不満への斟酌等、 十分なコンサルテーション・配慮を行うべきであるが、他方、わずかに門塀などが当た る等、生活自体にはほとんど支障がない(比較的裕福な)PAPs からの合意を得るために 多大な労力と費用をかけることについての合理性は低いと思われる。

公共プロジェクトは、その必要性が確認される限りにおいては、十分な環境社会配慮 を行い、影響を最小化して実施する必要があるため、本プロジェクトで経験した PAPs と 合意に至らない理由を分析し、公共の福祉の観点から PAPs が受忍すべきと考えられる限 度をプロジェクトごとに検討していくべきであると考える。

#### 第10章 Detailed Measurement Survey (DMS)

独立モニタリング機関によって実施された DMS の外部モニタリング結果を付属資料 11 に示す。カンボジア政府による DMS は、改善が必要な点は若干見られたものの、概ね妥 当であり、また、改善が必要な箇所については、適宜 JICA カンボジア事務所より申し入 れ等のフォローアップを実施している。

本プロジェクトにおける経験を踏まえ Simple Survey 及び DMS 実施マニュアル(案)を 作成し IRC に提出した。このマニュアル案は素案の段階であり、IRC がプロジェクトの状 況に合わせ随時アップデートして利用していくことが望ましい。

#### 第11章 結論と提言

#### 11.1 結論

(1)カンボジア政府による非自発的住民移転手続きは、2003年に本プロジェクトにかかる予備調査 (環境社会配慮支援調査)を実施した時点と比べると大幅に改善されたと言える。とりわけ、非自発的住民移転を指揮・監督する IRC を始めとする政府関係者の PAPs の権利保全にかかる認識が変わったことは特筆に値する。

(2) 非自発的住民移転の実施体制としては、カンボジア側政府は、経済財務省内に住 民移転実施組織(Resettlement Unit:RU)に設置したが、他方でADB はプロジェクト担 当官庁である公共事業運輸省(MPWT)のスタッフによる住民移転実施組織(Social and Environmental Unit:SEU)を設立させ ADB プロジェクトにかかる非自発的住民移転実施 の全権を与えようとしているなど流動的であり、今後の動向に留意する必要がある。 (3)日本側は今後も外部モニタリング等を通じてカンボジア政府が適切な手続きを発展的に継続していくことをモニターする必要があるが、カンボジア側が自助努力で対応することが困難な確認された場合には、日本側で可能な限りの支援を継続することが求められる。また、プロジェクト初期の段階から適切な環境社会配慮を実施することが、 公共事業を円滑に実施するための近道であることをカンボジア政府に認識させるとともに、PAPs に強いる負担が受忍限度を超えないよう、軽減策を十分に考慮するような体制についても段階的に整えていく必要がある。

(4)法体系が未整備なカンボジア国の現状においては、ROW 確保と既成事実化した占有 者の権利との調整は非常に微妙な問題であり、根本的な解決は現在日本を始めとするド ナーの協力により実施中の関連法規の施行を待つこととなるが、それまでの間に実施す る必要がある公共事業で用地確保の必要が生じた場合には、現行法の中で最大限 PAPs に 配慮した住民移転計画とする必要がある。本プロジェクトでは、不安定な PAPs の土地に 対する権利を保全するために、日本側は現状において最善な選択肢として整地された個 別簡易トイレ、手押しポンプ付きの井戸が設置された代替地の無償提供を求め、度重な る協議の結果、カンボジア側の同意を得るところとなり、最終的に日本側の支援により 改訂したプロジェクト説明用リーフレットにもこれが明記された。今後も法体系の整備 状況を勘案しつつ、最適な補償のあり方を見直していく必要がある。

(5) 非自発的住民移転に対する補償項目・単価については、本年8月までにカンボジ ア政府から日本側に見直し結果の報告がなされる予定であるため、ADBによる国道1号線 C2区間整備時に発生した用地確保時の問題点のレビュー結果なども参照のうえ、報告内 容を確認する必要がある。補償項目・単価は、PAPsにとって上記(4)の代替地と同様、 最大の関心事であるが、適切な補償を受けられる権利を有する善良なPAPsがほとんどで ある一方、所謂地上げも横行していること。このため、補償項目・単価の定期的な見直 しが必要であることは論を待たないが、地価に関しては、公共事業用地の足切日以降の 地価凍結等で、同国の厳しい財政が不当な地上げによりさらに悪化することを防止する 施策が望まれる。

11.2 提言

(1)本調査で作成・提供した住民移転計画書案(RAP)は、カンボジア政府が実施可能 と思われる最低限の補償方針のみ提言している。今後、カンボジア政府の能力を鑑みな がら他ドナーと歩調を合わせ順次アップグレードしていく必要がある。特に同国で多数 のプロジェクトを実施している ADB・世銀と補償方針が大きく異なるとカンボジア政府が 混乱することから、無償資金協力の事前の調査においては、常に最新の動向を確認する 必要がある。 (2)移転等により大きな影響を受けやすい社会的弱者である PAPs に対する配慮・コン サルテーションはさらに充実させる必要がある。他方、門塀の一部、樹木が影響を受け るのみ等、生活・生計上の支障をほとんど受けない PAPs が何らかの意図でプロジェクト に反対する場合には「100%PAPs からの合意取得」の例外とする等の見直しを検討し、ゴ ネ得がまかり通らない公平な制度に改善していく必要がある。

(3)外部モニタリングはカンボジア政府による適切な非自発的住民移転手続きに有効 であることから、本プロジェクトのみならず、非自発的住民が発生するプロジェクトで は基本的に実施することが望ましい。

(4)DMS を実施した IRC 調査チーム及び外部モニタリングを実施したローカルコンサル タントと協議した結果、今後の住民説明会(PIM)は以下の要領で行うことが望ましいこ とが確認されたため、順次改善すべきである(付属資料 12)。

PIM は DMS 開始前に完了する。

目的を考慮し、参加人数が多くなりすぎないよう配慮する。

コキ市場、始点混雑部及び5km毎あるいはコミューン毎に開催する

同じ場所で異なる日の午前と午後計2回開催する

遅くとも1週間前にはコミューンには連絡する

会場の入口に参加者は記名スペースを設け参加者を把握する。

クメール語版の住民移転用小冊子につき、部数に余裕を持って準備し、近隣住民へ の配布を希望する者には余分に与えるなど、情報が広く伝達されるようにする。

(5)これまで述べてきたとおり、補償基準は国・地域によって大きく異なるため、特 に財政状況が厳しく、法制度も整っていない開発途上国における補償基準を検証する場 合には、当該国の実情を十分に把握する必要があり、ドナー国の論理やポリシーを押し 付けるだけでは本当の意味での解決にならないことがわかる。同一国におけるプロジェ クトにおいてすら、試行錯誤の連続とならざるを得ず、市民の権利意識の高まりや土地 を巡る経済活動の活発化に伴い、その傾向は顕著となる。 画一的な基準を示すことは 困難であるため、当該国における他ドナーを含めた過去の補償実績と問題点に関する情 報を入手のうえ慎重に分析し、先方政府に対し事実を以って PAPs が著しく不当な扱い を受けることがないよう申し入れすること、また、先方との合意内容を適切にモニタリ ングすることでプロジェクト実施に伴い PAPs が被る懸念のある深刻な問題は回避可能 と考える。 参考文献

- 1) 国道1号線(プノンペン~ネアックルン区間)改修計画基本設計報告書案、2004年 11月、JICA
- 2) Disagreed Households, 07 March 2005, Inter-ministerial Resettlement Committee
- 3) Report on Fact Finding Survey, National Road No.1 Improvement Project (Phnom Penh-Neak Loeung Section), 16 February 2005, SBK Research and Development
- 4) Monthly Progress Report September between 27 to October 27,2004, External Monitoring of Planning and Implementation of Resettlement Action Plan, National Road No.1 Improvement Project (Phnom Penh-Neak Loeung Section), SBK Research and Development
- 5) Resettlement Action Plan, Project Preparation Technical Assistance for Primary Roads Restoration Project Cambodia: ADB T.A. No. 2722-CAM, June 2000, SMEC (カンボジア政府の承認書つき)
- 6) Resettlement Action Plan for Loan No.2052 CM(SF): GMS Transmission Project, January 2005 (カンボジア政府の承認書つき)
- 7) カンボジア国国道1号線(プノンペン-ネアックルン区間)改修計画予備調査(環境 社会配慮支援調査)報告書、平成15年12月、JICA
- 8) Report on Compensation for Three Group of People Affected by National Highway
   1 Improvement Project-Neak Loeung to Bavet, 14 February 2002, Legal Aid of
   Cambodia and NGO Forum on Cambodia
- 9) 開口部におけるステークホルダーミーティング協議メモ(4箇所分) 2005年2月、 JICA カンボジア事務所
- 1 0) Final Report of Resettlement Action Plan, Rehabilitation of National Road
   51, Cambodia, the World Bank IDA Credit No.3181-KH, 10 December 2002, the Green
   Group
- 1 1) Final Report of Resettlement Action Plan of Kampong Kdei Bridge Bypass, Road Rehabilitation Project IDA Credit No.3181 KH, World Bank Project Implementation Unit 1 of Ministry of Public Works and Transports, 14 May 2004, SBK

## TERMINOLOGY

	Abbre- viation	Definition in this report
Cut Off Date		This date is the date when the Simple Survey was completed. It will determine that who are entitled to compensation under the NR-1 on 11 January 2004. Any people moving on to the ROW after the cut-off date will not be considered as APs and will be evicted without compensation. If, however, any individual who was not surveyed during the simple survey or DMS can show proof that they were using land in the ROW before the cut off date will be considered as APs.
Affected Person	ΑΡ	AP means any juridical individual, household, company, or private or public person who have their right, title or interest in the house, land (including residential, agricultural and grazing land) or any other fixed or movable assets that are affected by the execution of the project, or any of its components or sub-projects or parts in full or in part, permanently or temporarily.
External Monitoring	EM	External monitoring is carried out by the impartial, independent organization in the purpose to observe if resettlement activities are properly carried out in accordance with the requirements. External monitor is directly hired by the Japanese side.
Demarcation		This work is to put pegs on the ground indicating boundary line(s) of ROW or PRW.
Grievance Committee	GC	The function of the Grievance Committee is to mediate the dispute, grievance raised by PAPs. The committee members are consisting of local authorities, central government officers and village elder, all of who should be in impartial and neutral position to the project.
Contract Negotiation		After the measurement of affected assets of PAPs, compensation amount is proposed by WG (Working Group) and negotiated between WG and PAPs. At the same time any grievance of PAPs can be consulted with WG.
Right of Way	ROW	ROW refers that a certain width of the road, railway or river from centerline is considered to belong to the State as necessitated for future development. Occupants within the ROW are assumed illegal according to the Prime Minister's Declaration in 1999.
Project Affected Persons	PAPs	In this project, "Project Affected Persons" are defined as <u>householders</u> of project affected households. Usually, PAP simply refers to any <u>individua</u> l who is adversely affected, either temporarily or permanently, by the activities undertaken for the project.
Corridor of Impact	COI	The word COI is used mainly by ADB and is meant for the width to be secured for the construction, maintenance or future development.
Provisional Road Width	PRW	PRW refers a certain width of road necessary for the present project, within which all the assets have to move outside.

	Abbre- viation	Definition in this report					
		In this p	roject,	PRW is listed below:			
		STA. (km) from to		Distance from centerlineto PRW pegs (m)MekonColmatage		Remark	
		0.3	1.9	River side 13	side 13	Most	
						Congested Area	
		1.9	13.5	15-30	15-25		
		13.5	14.0	Existing Road	Existing Road	Kokir Market	
		14.0	55	5-20	15-30		
Vulnerable Households		Vulnerable households refer to households, headed by either widow, aged, handicapped or poor (with income less than 10\$/month) householders, whose income are only or primary sources for those household.					
Resettlement Activity		Resettlement Activities refer to any activity related to PAPs. This includes, among others, public meetings, simple survey, DMS, preparation for relocation sites, disbursement of compensation, monitoring for rehabilitation of APs and grievance redressing system.					
Resettlement Action Plan	RAP	Resettlement Action Plan (RAP) is a an ever-changing action plan describing (1) outline of project, (2) compensation policy to PAPs, (3) schedules for project and resettlement activities and (4) the total budget for compensation. The objective of RAP is to ensure the losses of APs are redressed so that APs can share the project benefits and can be assisted to develop their social and economic potential. The RAP will need to be revised after DMS and also during the Design and Construction, and Rehabilitation stages.					
Relocation Site		Relocation site(s) should be provided for those whose land are affected by the project but have no alternative land for resettlement.					
Detailed Measurement Survey	DMS	This refer to a survey of affected assets owned by PAPs, thereby compensation amount is estimated.					
Inter-ministerial Resettlement Committee	IRC	Implementing body of resettlement activities with members consisting of MEF (Ministry of Economy and Finance), MPWT (Ministry of Public Works and Transport), MLMUPC (Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction), and so on.					
Simple Survey		As a milestone to proceed to the DMS stage, the simple survey is performed to clarify if the project related residents (residents within the ROW, for example) have agreed to both of (1) the development project and (2) their relocation if necessary.					

	Abbre- viation	Definition in this report
		The Japanese and the Cambodian side confirmed that in the case 70 to 80% of interviewed residents express agreements for (1) and (2), the project is considered to be welcomed and able to proceed to the next stage.
Stakeholder Meeting		Stakeholder means any person/organization related to the project directly or indirectly. Therefore, stakeholder meeting refers meetings with any person or organization that are involved in the project including APs, NGO and/or implementing agency. Public Information Meeting is one of the modes of the Stakeholder Meetings. Public Information Meeting
		Stakeholder Meetings Public Consultation
		Any other meetings held
		between stakeholder
Set Back		This word means to have APs relocate their houses/assets several meters back, in the most case, from the existing place to get outside of PRW.
Landless		This term refers to a condition that the PAP who does not have land, by which able to make living, other than inside PRW or money to purchase such land.
Public Information Meeting	PIM	Public information meetings will be held for notifying (1)the project outline to the public, especially PAPs,(2) DMS and (3) relocation site(s). PIM is one of the Stakeholder Meeting.
Public Consultation	PC	Public consultation is held for PAPs to consult with IRC/Working Group or Commune Authority in the purpose to discuss and solve their issue(s) whatever related to the project including compensation and/or resettlement.
Compensations		These terms refer to all types of support system such as money, advice, services, training, etc. provided to eligible PAPs for lost access to land and for the removal of assets. Cash will be the most common type of compensation.
Working Group		Simple Survey and Detailed Measurement Survey in the field are performed by this working group consisting of staffs from MPWT, MEF, Local PWT (Public Works and Transport) and so on, under the direction of IRC or Resettlement Unit.